

会 議 名	第5回双葉町復興整備協議会 特別会議	
日 時	平成30年3月28日(水) 午後1時52分～午後2時11分	
場 所	福島県本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	双葉町西側地区生活拠点等整備事業 中野地区復興産業拠点整備事業	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	農林水産省	東北農政局 農村復興指導官 金子 誠
	双葉町	復興推進課 課長 平岩 邦弘
		復興推進課 主幹 網蔵 孝紀
		産業課 課長補佐兼商工労政係長 中野 弘紀
	福島県	企画調整部土地・水調整課 主任主査 星 徳博
		企画調整部地域政策課 課長 加藤 靖宏
		農林水産部農業担い手課 主幹兼副課長 五十嵐 昌徳
		土木部都市計画課 課長 諏江 勇
		土木部まちづくり推進課 主幹兼副課長 大竹 和彦
協議内容		
<p>1. 開会（進行：双葉町復興推進課 主任主査兼復興推進係長 石上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者紹介 ・会議の公開の有無について（公開） ・傍聴の注意事項 ・議長紹介 <p>双葉町復興整備協議会規約第7条及び第9条第1項の規定により、双葉町復興推進課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ（議長：双葉町復興推進課 課長 平岩）</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>（説明者：双葉町復興推進課 主幹 網蔵）</p> <p>それでは、議事に入ります前に双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。</p> <p>【別紙「現状と課題」により説明】</p> <p>（議長：双葉町復興推進課 課長 平岩）</p> <p>ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>（出席者一同）</p> <p>意見質問等なし。</p>		

4. 議事

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

前回、協議会会議を平成29年11月29日に開催し、双葉町復興整備計画の変更についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

本日協議する事項は2点です。

まず1点目は、双葉駅西側地区生活拠点等整備事業の実施にあたり、4haを超える農地転用が必要となりますことから、この事業を記載した土地利用方針の変更について、お諮りします。

2点目は、双葉駅西側地区生活拠点等整備事業及び中野地区復興産業拠点整備事業の実施に伴う復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更であります。

なお、当該都市計画の変更については復興特区法第48条第2項により協議会での協議を必要としますが、県との共同作成計画であるため、復興特区法第48条第2項第3号により同意を得ることを要しない事項となっておりますことを申し添えます。

協議の進め方ですが、復興整備計画変更の概要、また都市計画の変更について、双葉町から説明します。

その後、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。

それでは、双葉町から復興整備計画変更（案）について説明願います。

(説明者：双葉町復興推進課 主幹 網蔵)

【様式第2、土地利用構想図、復興整備事業総括図により変更部分を中心に概要説明】

【双葉駅西側地区生活拠点等整備事業及び中野地区復興産業拠点整備事業に係る都市計画の変更について、計画書、総括図及び計画図により概要説明】

なお、平成30年3月7日に開催した双葉町都市計画審議会で同意を得ている旨説明。

(説明者：双葉町産業課 課長補佐兼商工労政係長 中野)

【様式第8により双葉駅西側地区生活拠点等整備事業の農地等との調整状況の概要及び他の軽微な変更点を説明】

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。

東北農政局の金子様、土地利用方針の変更について、同意することにご異議はございませんか？

(出席者：農林水産省東北農政局 農村復興指導官 金子)

ただ今ご説明いただきました土地利用方針の変更につきましては、異存ございません。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、都市計画の変更について、県都市計画課からご意見はありませんか？

(出席者：福島県都市計画課 課長 諏江)

町の都市計画審議会を経ている決定であり、特に意見はありません。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「双葉町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について、農林水産大臣の許可があったものとみなされます。

また、復興特区法第48条第9項の規定に基づき、計画が公表されることで都市計画の変更があったものとみなされます。

計画変更については、3月30日(金)に双葉町ホームページ等で公表したいと考えております。

5. 閉会 (進行：双葉町復興推進課 主任主査兼復興推進係長 石上)

【協議結果】

次ページのとおり

○双葉駅西側地区生活拠点等整備事業に伴う土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。

○双葉駅西側地区生活拠点等整備事業に伴う都市計画の変更について、異議ないものとして東日本大震災復興特別区域法第48条第9項の規定に基づき、双葉町復興整備計画の変更を公表することで都市計画の変更があったものとみなす。

○中野地区復興産業拠点整備事業に伴う都市計画の変更について、異議ないものとして東日本大震災復興特別区域法第48条第9項の規定に基づき、双葉町復興整備計画の変更を公表することで都市計画の変更があったものとみなす。